

改正

平成21年3月23日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

令和4年4月1日

いすみ市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等を定める公告（以下「公告」という。）第6に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料により行うものとする。

2 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

3 申請者が、次の各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- (1) 公告第8に定める資格者名簿への登載日前2年以内に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）に該当すると認められるとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、別に定める基準日における申請書類及びその他の関係資料等を基礎として、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項審査)

第4条 客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法（昭和24年法律

第100号) 第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の結果によるものとする。

(主観的事項)

第5条 主観的事項に対する付与点数(以下「主観点数」という。)は、次の評価点数の和とする。

(1) 工事成績にかかる評価点

ア 市長部局、各行政委員会及び各公営企業が発注する工事(以下「市工事」という。)の内、1件の金額が130万円以上の工事で、別に定める基準日の前2年以内(以下「対象期間」という。)に工事竣工検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点(以下「工事成績平均点」という。なお、80点以上のときは80点とする。)から65を減じた値(小数点以下第1位を四捨五入。)に、工事の種類ごとに別表第1のとおり年間平均市工事完成高に応じて定める係数を乗じ、さらに65を加算して得られる点数(小数点以下は切り捨てる。)

イ アの規定によって算出された評価点が零点未満となるときは評価点を零点とし、工事成績平均点が存在しない場合は評価点を55点とする。

(2) 技術者数にかかる評価点

技術者数にかかる評価点は、建設業法第7条第2号、第15条第2号イ又はハに該当する者について、工事の種類ごとに、種別の欄に掲げる資格を有する職員数(直前の経営事項審査における審査基準日時点のもので、技術職員名簿に記載した技術者に限るものとする。)に点数欄に定める数を乗じた点数を合計したものとする。ただし、70点を上限とする。

種別	点数(1人あたり)
1級技術者	5点
うち講習受講者	6点
基幹技能者	3点
2級技術者	2点
その他の級技術者	1点

(3) 安全対策にかかる評価点

安全対策にかかる評価点は、別表第2の評価項目の区分ごとに、加入団体名に掲げる団体に加入しているとき、同表の加算対象工種の欄に掲げる業種に対して点数の欄に定める点数を合計したものとする。ただし、評価項目の各区分における同業種重複評価は行わないものとする。

緊急災害時への対応は、市主催の防災訓練等に参加するなど緊急災害時に備えており、災害

発生時に積極的に協力しているもの

(4) ISO認証取得にかかる評価点

ISO認証取得にかかる評価点は、(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9000シリーズ及びISO14001を取得している場合、またはこれに相当すると認められるISO認証を取得している場合を対象とし、次のとおりとする。

認証取得したISO規格	点数
9000シリーズ	10
14001	10

(5) 障害者雇用状況にかかる評価点

障害者の雇用の促進に関する法律に基づく法定雇用率を達成している場合、または同法に基づく障害者雇用報奨金を受給している場合、20点を加算する。

(等級の格付)

第6条 建設工事に関する申請者については、前2条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、別表第3に定めるところにより等級区分の格付を行うものとする。

2 公告第12に定める入札参加資格の承継に係る資格審査については、前項の規定にかかわらず、新たな等級の格付は行わないものとする。

(資格者名簿の様式)

第7条 資格者名簿への登載については、別に定めるものとする。

(公表)

第8条 建設工事等入札参加資格者名簿に登載された建設工事に関する有資格者の格付け結果については、別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この審査基準は、平成17年12月5日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日)

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この審査基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

業種	年間平均市工事完成高	係数
土木一式工事	1千万円未満	2
	1千万円以上4千5百万円未満	3
	4千5百万円以上8千万円未満	4
	8千万円以上	6
建築一式工事	1千万円未満	2
	1千万円以上5千5百万円未満	3
	5千5百万円以上1億円未満	4
	1億円以上	6
舗装工事	1千万円未満	2
	1千万円以上2千万円未満	3
	2千万円以上3千万円未満	4
	3千万円以上	6
設備その他工事	1千万円未満	2
	1千万円以上1千5百万円未満	3
	1千5百万円以上2千万円未満	4
	2千万円以上	6

別表第2（第5条関係）

評価項目		加入団体	加算対象工種	点数
	区分			
安全対策	緊急災害時への対応	市への貢献 (災害発生時等の協力)	全業種	20
	(社) 千葉県電業協会	電気	10	
	(社) 千葉県空調衛生工事業協会	管	10	

		(社) 千葉県塗装工業会	塗装	10
		(社) 千葉県造園緑化工業協会	造園	10
		(社) 千葉県道路舗装協会	舗装	10
		(社) 千葉県鳶工業会	とび・土工	10
	研修状況	(財) 建設業労働災害防止協会	全業種	10

別表第3 (第6条関係)

(一式工事)

区分	土木一式	建築一式
A	1080点以上	980点以上
B	900点以上1079点以下	840点以上979点以下
C	740点以上899点以下	740点以上839点以下
D	739点以下	739点以下

(専門工事)

区分	ほ装工事	設備その他工事
A	900点以上	840点以上
B	730点以上899点以下	730点以上839点以下
C	729点以下	729点以下

(参考)

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日 (申請書類の審査基準日)

令和4年1月1日 (ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条第1号アに定める基準日 (工事成績の算定基準日)

令和3年4月1日